

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十二月二十八日
第二千二百七十四号

金曜日

主要目次

- ◇條例 鳥取県税條例の一部改正
鳥取県営住宅設置條例
鳥取県営住宅管理條例
鳥取県協同農業普及事業條例の廃止
- ◇規則 鳥取県收用委員會の委員等の手当及び旅費に關する條例
鳥取県税條例施行規則の一部改正
精神衛生法施行細則

條例

鳥取縣稅條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣稅條例第六十四号

鳥取県税條例の一部を改正する條例

鳥取県税條例（昭和二十五年九月鳥取県條例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十條の第三項中「解除するものとする」を「解除することができる」に改める。

第十條の四第一項を次のように改める。

第十條の四 第十條の二又は第十條の六の規定によつて徴收猶予を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その徴收猶予をした徴收金の全部又は一部について、その徴收猶予を取り消し、これを一時に徴收する。この場合において知事は、緊急の必要がある場合を除く外、あらかじめ、その徴收猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。但しその者が正当な理由がなくて弁明をしない場合においては、この限り

ひなす。

- 一 分割徴収を認められた徴収金を期限内に納付せず、又は納入しないとき。
- 二 担保の提供又は変更その他担保に関する求に応じないとき。

三 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化し、ため徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

四 第十條の規定による事由が生じた場合において、徴収猶予の期限に至つてもその徴収猶予をした徴収金の徴収を完了することができないと認められるとき。

第十條の五の次に次の一條を加える。

第十條の六 第九十三條第一号の規定によつて事業税を納付しなければならぬ法人が、当該事業税額の二分の一に相当する税額以下の事業税について第九十三條第一号に規定する申告書の提出期限内に徴収猶予を申請したときは、当該税額については納期限から三月を

限度としてその申請に係る期間、徴収猶予をするものとする。

2 第十條の四第一項の規定による場合の外、法人が前項の規定によつて徴収猶予を受けた税額に係る事業税額のうち、徴収猶予を受けた税額以外の税額を納期限内に完納しなかつた場合においては、その徴収猶予をした税額についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

附 則

この條例は公布の日から施行する、但し、第十條の六の規定は、昭和二十六年十一月二十九日から適用する。

鳥取県営住宅設置條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣條例第六十五号

鳥取県営住宅設置條例

(目的)

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)に基き、この條例を定める。

(目的)

第一條 この條例は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号以下「法」という。)及び公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号以下「令」という。)に基き鳥取県営住宅(以下「県営住宅」という。)の管理について定めることを目的とする。

(入居者の資格)

第二條 県営住宅の入居者(以下「入居者」という。)は法第十七條(第二号但書を除く。)に定める條件の外、次の各号に該当する者でなければならない。

- 一 一定の業務に従事し、獨立の生計を営み、現に県内に居住する者。
- 二 知事が保証の義務が履行できると認められた保証人二人ある者。

(入居の申込)

第三條 県営住宅に入居しようとする者は、募集に応じ

第一條 この條例は、健康で文化的な生活を営むに足りる鳥取県営住宅(以下「県営住宅」という。)を建設し、これを住宅に困窮する者に賃貸することにより県民の生活安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(設置)

第二條 県営住宅は鳥取市及び米子市に設置する。

(施行規定)

第三條 この條例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅管理條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣條例第六十六号

鳥取県営住宅管理條例

00590

て県管住宅入居申込書を提出しなければならない。

- 2 前項の募集は、法第十六條によるの外鳥取県公報により告示する。

(入居者の選考)

第四條 知事は、入居の申込をした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超えるときは、令第六條各号の一に該当する者のうちから公開抽せんの方法により入居者を決定する。

- 2 知事は、入居の申込をした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超えないときは、申込順により選考の上入居者を決定する。
- 3 知事は、入居者が退居した住宅について選考の上困難の高い者より入居者を決定する。

- 4 第一項の公開抽せんを行うときは、入居の申込をした者にあらかじめ期日及び場所を通知しなければならない。

(入居の手續)

第五條 入居者は、知事の指定する期日までに、保証人

二人の連署した請書に三月分の家賃に相当する金額の範囲内で知事の定める敷金を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の手續を怠つた入居者に対しては、入居の決定を取消することができる。

(住宅の使用期間)

第六條 県管住宅の使用期間は、三年以内とする。但し、当該使用期間は、更新することができる。

(家賃)

第七條 家賃は、法第十二條の規定により知事が定める額とする。

- 2 家賃は、月額とし、入居の日から徴収する。但し、一月に満たない家賃は、日割計算による。

3 法第十三條各号の一に該当する場合においては、知事は、第一項の家賃を変更することができる。

- 4 第一項の家賃を定め又は変更したときは、鳥取県公報により告示する。
- 5 知事は、特別の事情がある場合において、家賃の減

00591

免を必要とする認められた者に対して、当該家賃を減免することができる。

- 6 家賃は、知事の発行する納額告知書により、毎月十日までに納付しなければならない。

(同居の承認)

第八條 入居者は、親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(入居者の費用負担)

第九條 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。但し第一号の費用にあつては、知事が入居者に負担させることが不適當であると認められた場合は、この限りでない。

- 一 障子、ふすまの張替 ガラスのはめ替並びに疊、建具の修繕に要する費用。
- 二 電気、ガス及び水道の使用料。
- 三 じん、あいの処分等清掃に要する費用。
- 四 その他住宅使用上、当然入居者が負担しなければならない費用。

(住宅の明渡)

第十條 知事は、法第二十二條第一項各号に規定するものの外、入居者の過失により県管住宅に著しい損傷を与えた場合においては当該入居者に対して、その住宅の明渡を請求することができる。

- 2 前項の請求を受けた入居者はすみやかに当該県管住宅を明渡さなければならない。

(明渡の費用)

第十一條 前條の規定により、住宅を明け渡さなければならない者は当該明渡に要する費用又はそのために生じるすべての損害を負担しなければならない。

(住宅の返還)

第十二條 入居者で県管住宅を退去しようとする者は、次の各号によりその住宅を返還しなければならない。

- 一 退去の七日以前に、知事にその旨届け出で住宅の検査を受けること。
- 二 第九條に定める費用を清算すること。
- 三 法第二十一條第四項但書の規定により、模様替し又は増築しているときは、入居者の負担において原

形に復すること。
 2 前項第三号の場合において、原形に復することができないときは知事の承認を得て現形のまま返還することができ。この場合においては、模様替又は増築に要した費用は、請求することができない。

(敷金の還付)

第十三條 知事は、県営住宅の返還を受けたときは、敷金を還付する。但し、未納の家賃又は賠償金があるときは、敷金から控除し、なお不足を生じたときは、直ちにその不足額を徴収する。

(住宅の検査)

第十四條 知事は、県営住宅管理上必要があると認めるときは、住宅監理員をして検査させることができる。

2 前項の規定により検査する場合は、住宅管理員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の検査において、現に居住の用に供している県営住宅に立入るときは、あらかじめ当該住宅入居者

の承諾を得なければならない。

(賠償)

第十五條 入居者は、県営住宅を故意に損し又は滅失したときは、直ちに、原形に復するか又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(施行規定)

第十六條 この條例施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県協同農業普及事業條例を廢止する條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣條例第六十七号

鳥取県協同農業普及事業條例を廢止する條例

鳥取県協同農業普及事業條例(昭和二十四年一月鳥取県

條例第三号)は廢止する。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十六年八月二十四日から適用する。

鳥取県收用委員會の委員等の手当及び旅費に關する條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣條例第六十八号

鳥取県收用委員會の委員等の手当及び旅費に關する條例

(目的)

第一條 この條例は土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五十七條及び第六十五條第五項の規定に基き委員及び鑑定人の手当、旅費並びに参考人の旅費について定めることを目的とする。

(手当の額)

第二條 委員の手当の額は別表(一)による。

2 鑑定人の手当の額は別表(一)による但し鑑定人の技能、難易等をしんじやくして所定の額の範囲内において知事が定める。

3 鑑定人及び参考人の旅費の額は別表(一)による。

(手当の支給方法)

第三條 委員の手当は招集のつど支給する。

2 鑑定人の手当は鑑定一件ごとに支給する。

3 鑑定人、参考人の旅費は出頭のつど支給する。

4 この條例に定めるものの外旅費の支給に關しては鳥取県旅費支給條例による。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

別表 (一)

種 別	手 当 日 額
委員長である委員	五百円
委員	四百円

別表 (一)	手	当	千円以内
--------	---	---	------

別表 (二)	貨	船賃	車馬賃	日当	甲地方	乙地方	食卓料
	二等	(一軒)	(一夜)				(一夜)
	運賃	三円	百六十円	八百円	六百四十円	百六十円	

鳥取県税條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第八十七号

鳥取県税條例施行規則の一部を改正する規則

鳥取縣稅條例施行規則(昭和二十五年九月鳥取縣規則第七十二号)の一部を次のように改正する。
第九條の三第一項中「同第十條の四」の下に「又は同第十條の六第二項」を加える。

別記様式第十五号の四中「第十條の四」の次に「(第十條の六第二項)」を加える。
別記様式第十五号の六に次の様式を加える。

様式第十五号の六(條例第十條の六の事業税分)
徴収猶予整理簿

整理簿	徴収	猶予	整理	簿
年度	納期限	完納	期限	法人名
納期限	完納	期限	法人名	摘要

備考

摘要欄には次のように記載して結末を明らかにすること。

猶予期限内に完納したとき。 完納年月日

完納しないため督促状発付したとき。 督促年月日

猶予を取り消したとき。 取消年月日

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年十一月二十九日から適用する。

規 則

精神衛生法施行規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第八十八号

精神衛生法施行細則

第一條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号以下「法」という。)同法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)及びこの規則に基づいて厚生大臣並びに知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならぬ。

第二條 知事は法第二十七條第一項、第二十九條第二項及び第四十三條第三項の規定により精神衛生鑑定医(以下「鑑定医」という。)をして診察させようとするときは、様式第一号による診察依頼書を鑑定医に交付するものとする。

2 鑑定医は前項の規定に基づいて診察したときは、様式

第二号による診察報告書を知事に提出しなければならぬ。

第三條 知事は法第二十九條第一項の規定により入院させるときは、保護義務者に様式第三号による入院命令書を交付する。但し、急迫した事情があるときは、入院命令書の交付に先立つて入院させることができる。

第四條 次に掲げる申請書、同意書、通知書は、別記様式によらなければならない。

一、法第二十三條第二項の規定による診察及び保護申請書 様式第四号

二、法第三十三條、第三十四條の規定による同意書 様式第五号

三、法第四十條の規定による退院(仮退院)許可申請書 様式第六号

四、法第四十六條の規定による保護拘束変更許可申請書 様式第七号

五、法第二十九條の規定による入院通知書 様式第八号

第五條 精神病院の長は入院中の精神障害者が次の各号の一に該当するときは、すみやかに様式第九号により知事に報告しなければならない。

- 一、行方不明になつたとき
- 二、死亡したとき
- 三、その他事故があつたとき

第六條 法第三十一條の規定により知事が徴収する入院に要する費用は別表に定めるところによる。但し知事は特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 前項の入院に要する費用は 納額告知書により一箇月毎に納付するものとする。

第七條 前條第一項但書の規定により費用の減免を受けようとする者は、様式第十号による減免申請書を提出しなければならない。

附 則

- 1、この規則は、公布の日から施行する。
- 2、精神病院法施行細則(昭和二十四年鳥取県規則第

六十号)は廃止する。(別 表)

精神障害者又住民税納税額は扶養義務者

障害者一人一日の入院費に對する徴収額

二万円以上	百分の百
一万円以上二万円未満	百分の七十
八千円以上一万円未満	百分の五十
五千円以上八千円未満	百分の三十
三千円以上五千円未満	百分の二十
二千円以上三千円未満	百分の十
千円以上二千円未満	百分の八
千円未満	百分の六

様式第一号

診察依頼書

精神障害者の住所 氏名生年月日	
診察 月 日	
診察 場 所	

精神衛生法第 條の規定によつて精神衛生の診察を依頼する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

印

精神衛生鑑定医

殿

様式第二号 診察報告書

精神障害者又けその疑ある者の住所氏名生年月日

病 名

診察の場所及び年月日

血族の遺傳的素因

既 往 症

経過及び現症

治療及び入院期間

入院可否の判定

昭和 年 月 日

精神衛生法施行細則第二條第二項により報告する。

鳥取県知事

殿

精神衛生鑑定医氏名

印

様式第三号

入院命令書

本籍

住所

精神障害者 氏 名

生年月日

右の者に対し精神衛生法第二十九條第一項によつて治療並びに保護のため左記により 病院に入院を命ずる。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

印

保護義務者

殿

記

一、病名

二、入院年月日

三、入院費用区分

様式第四号 診察保護申請書

申請者の住所 氏名 生年月日 及び職業	精神障害者又はその 疑ある者の住所氏名 及び生年月日職業	現に本人の保護の件 に当つてゐる者があ るときはその者の住 所氏名続柄及び職業	精神衛生法第二十三條第二項により診察保護せられたく 申請する。
------------------------------	------------------------------------	--	------------------------------------

昭和 年 月 日 申請者 印

鳥取県知事 殿

様式第五号

精神障害者又はその 疑ある者の住所 氏名 生年月日職業	入院(仮入院)同意書
--------------------------------------	------------

保護義務者又は扶養 義務者の住所氏名 生年月日続柄職業	入院(仮入院)の場所	同意の可否
-----------------------------------	------------	-------

精神衛生法第二十三條(第三十四條)による入院(仮入院)に同意する。
昭和 年 月 日
保護義務者又は扶養義務者 氏 名 印
精神病院長 病科医長 殿

様式第六号 退院(仮退院)許可申請書

精神病障害者の住所氏 名生年月日	入院年月日入院期間	現 症	退院(仮退院)の区分
---------------------	-----------	-----	------------

保護義務者又は扶養義務者の住所氏名

精神衛生法第四十條第一項(第二項)により申請する。

昭和 年 月 日 精神病院長 氏 名 印

鳥取県知事 殿

様式第七号

保護拘束を行う者の 住所氏名生年月日続 柄 被保護拘束者の住所 氏名生年月日	変更前の 保護拘束 の場所 方法	変更後の 保護拘束 の場所 方法	変更しようとする理由
--	---------------------------	---------------------------	------------

保護拘束変更許可申請書

精神衛生法第四十六條により許可を受けたく申請する。

昭和 年 月 日 保護拘束者 氏 名 印

様式第八号

精神病障害者の住所氏 名生年月日	保護義務者又は扶養 義務者の住所氏名	病 名	入院年月日	入院費の区分
---------------------	-----------------------	-----	-------	--------

入院通知書

精神衛生法第二十九條により入院を要することに決定したので通知する。

昭和 年 月 日 精神病院長 殿 鳥取県知事 印

00600

様式第九号 入院患者事故報告書

精神障害者の住所氏名 生年月日	保護義務者又は扶養義務者の住所氏名	病名	入院年月日及び入院期間	事故年月日時分	事故区分

精神衛生法施行細則第五條により報告する。
昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿 精神病院長 氏 名 印

様式第十号

患者氏名 本籍地 減免申請書 減免区分

病名	氏名 患者との続柄	年齢	性別	職業 勤務先	月収 額	心身 状態	減免の理由	
							受世帯者の状況	その他
							収入(月額)	支出(月額)
							勤労収入	飲食物費
							仕送り	住居費
							私人の救済金品	被服費
							その他	光熱費
							合計	医療費
							納付民税額	修養教育費
							世帯構成員 一日支出額	その他
							生活保護法による 保護を受けて いるや否や	

右の通りに付き入院治療費減額(免除)されたく申請する。
昭和 年 月 日
保護義務者住所又は扶養義務者氏名 印

00601

鳥取県知事 殿
右の通り租違ないことを証明する。
昭和 年 月 日
市町村長名 印